

鳥取県知事
平井伸治 様

2013年5月15日
日本共産党鳥取県議団
団長 市谷知子
幹事長 錦織陽子

2013年度6月補正予算要望

安倍政権が打ち出した経済政策、「アベノミクス」の実態は、国民の暮らしと経済を破壊する「5本の毒矢」つまり「投機とバブル」をあおる異常な金融緩和、不要不急の大型開発へのバラマキ、「成長戦略」の名による雇用ルールの弱体化、消費税増税、社会保障大改悪—にはかたまりません。重大なのは「アベノミクス」の中身はこれまで60年続いた自民党政治そのものであり、そのことが日本経済を長期不況と停滞・衰退をもたらしたということです。その反省も総括もなしに政府自らが「投機とバブル」をあおりたてるという禁じ手まで手を出して乗り切ろうというのが安倍政権の経済政策の本質です。

実際に、この政策によってすすんだ急激な円安によって恩恵を受けたのは、一握りの大資産家、機関投資家、海外投資家だけであり、国民生活には甚大な打撃を与えつつあります。急激な円安によって小麦粉など輸入食品、ガソリン、電気、トイレットペーパーなどの値上げが家計消費を襲い、原材料費の値上げが中小企業経営を圧迫し始めています。また燃油の高騰で県内のイカ釣り漁船が休業を余儀なくされたように多くの漁業者が被害を受けています。円安により輸出企業の業績は大幅改善しましたが、それでも輸出企業の海外シフトはとまっています。賃上げも一部の大企業だけにとどまっています。県内ではサンヨー・パナソニックをはじめ大山電機の閉鎖、製造部門の中国工場移転などおこない多くの労働者、県内事業者が深刻な影響を受けて、県内経済と雇用に多大な悪影響を及ぼしています。多くの大企業が目先の利益をあげるため、下請け単価を切り下げ、労働者を使い捨てにするコスト削減をつづけてきたことは、自らの技術力や競争力を衰退させ日本の産業基盤を壊すものです。景気回復のためにはまず賃上げと安定した雇用の拡大です。そして消費税増税の中止。現役世代も高齢者も安心できる社会保障制度の確立。内需主導の健全な成長をもたらす産業政策への転換です。大企業や財界の言いなり、日本経済への責任放棄はゆるされません。

また原発問題で安倍首相は福島第一原発の放射能汚染水漏れ問題で、放射能拡散の危機的な状態が続いているなか、原発再稼働、原発推進政策、原発輸出政策を推進することも首相は宣言しましたが、原発被災者や原発廃炉を願う国民の声をまったく聞き入れない許しがたい行為です。外交では、沖縄辺野古への新基地建設を県民の頭越しにすすめ、墜落するオスプレイの配備、購入計画など、アメリカいいなりの姿勢です。憲法問題では、自民党や維新の会などむきだしの改憲派が多数を占めるに至り、憲法9条を改定して日本を戦争できる国にするため、その突破口として憲法96条を改定するという近代の立憲主義そのものを壊そうとしています。日本弁護士会の反対や改憲論者からも批判の声がたかまっています。歴史問題では首相は過去の侵略戦争の反省もなく、「村山談話」の見直しに言及し、「侵略の定義は学会的にも国際的にも定まっていない」「歴史家、専門家に任せるべきだ」とのべるなど、近隣諸国や近隣諸国との友好を築いてきた国民、鳥取県民の労苦を逆なでにするものであり許せません。

安倍政権はいずれをとっても戦後最悪の政権であり、このような国民・県民の安全と暮らしを破

壊す政治にはきっぱりと反対し、防波堤となって県民の安全・くらしと雇用を守る県政運営をされるよう求めて以下要望します。

【知事の政治姿勢について】

参院選挙を目前に、知事は公の場に自民党予定候補を同行させ、実質的なあいさつ回りをしている。これまで「県民党」を標榜していた知事の立場とも異なり、本来このようなことはすべきではない。公の立場を自覚して行動すること。

【橋下日本維新の会共同代表の発言について】

橋下共同代表のこのたびの従軍慰安婦や沖縄米軍司令に対する発言は、人間の尊厳を踏みにじる発言であり、看過できない重大問題である。首長の資格はもちろん国政を語る資格もなく、人間として許されない。「慰安婦必要」発言の撤回を求めること。

【雇用、地域経済】

(1) 雇用

①三洋・パナソニック問題

三洋電機が、契約社員に対して契約更新を繰り返してきた労働者を解雇した。労働契約法では3年を超えての契約更新は常用雇用の扱いとなるのに、契約満了の通知で労働者を解雇しており違法であり、許されるものではない。さらには、離職勧告したもののまだ籍がある労働者に自由入室を禁ずるなど嫌がらせもしている。三洋電機への注意指導すること。

②大山電機・オンキョートレーディング

パナソニックがカーナビ生産を中国に移すため、パナソニックからの受注の終了に伴い、大山電機は報道によると関連企業も含め、残務処理を行う20～30人を残して6月20日で174人(うち正社員89人)を解雇するとしている。また倉吉のオンキョートレーディング32人が離職することになった。労働者の再就職支援と経営支援に全力を挙げること。

③県は労働移行支援制度を活用する再就職支援を行うとしている。県の「労働移動」の制度は、過去に事業主都合解雇がない企業が離職者を雇用した場合、半年ごと2回に分けて合計100万円を支給する制度であり、正規雇用を増やすための制度である。しかし、事業所が従来の委託契約を解除した後や、奨励金100万円支給後に解雇できるなど、制度に抜け穴がある。雇用破壊の道具に使われないようにするための、要綱改正をすること。

(2) 漁業用燃油高騰対策

魚価の低迷に加え、急激な円安で燃油高騰により、全国のイカ釣り漁業は危機的な影響を受けている。イカ釣り船(5t)は一晩で20箱～30箱、2500円/箱の売り上げで、50000万～75000円の売り上げに対し、現在燃油は約98円/ℓで、5tのイカ釣り船での200ℓ/日で2万円の経費が必要となっている。また出荷時に必要となる発泡スチロールの15%程度の引き上げも懸念されている。4月26、27日には鳥取県内のイカ釣り漁船をはじめ全国約4000隻のイカ釣り漁船が一斉休漁をした。鳥取県を代表するイカ釣り船も、田後漁協ではピーク時50隻が15隻に減少するなど、深刻な事態の中で、これに追い打ちをかけるようなことがあってはならない。現在のセーフティーネット保証制度は、過去7年間の燃料代の最大値と最小値を除いた5年間の平均で差が出れば支援対象になるが、高止まり

しているので、支援にならない。しかも、半分は掛け金による自己負担であり、払える能力によって支援に差が出る制度となっている。イカ釣りは漁業者の経営の問題だけでなく、食文化や、その漁火は山陰の風物詩であり観光資源です。今回の燃油高騰は前回のようなりーマンショックの投機マネーに由来するものでなく、アベノミクス、安倍政権による急激な高騰であることから、国に対して特別の燃油高騰対策を求めると同時に、県独自の支援策を検討すること。また、発泡箱はセーフティーネット保証の対象外であり、値上がり対策制度を創設すること。制度をつくる際には、市町村支援を前提とせず、県制度があまねくすべて漁業者に行きわたるようにすること。イカの魚場の探索調査の回数を増やすこと。

(3) 労働法制の規制緩和について

安倍政権がすすめる労働法制の規制緩和は、派遣労働の拡大、正社員の解雇規制の緩和、労働時間規制の適用除外、「多様な正社員」の名目で地域や職種、労働時間を限定した「限定正社員」制度の導入などを盛りこんでいる。これまでの自公政権下での労働規制緩和で、低賃金で不安定な非正規雇用を増やしたことがデフレを招いてきた。働く人の賃金や労働条件を改善し、雇用のルールを確立することがデフレからの脱却、景気回復の道であり、この道に逆行する規制緩和策に対して反対の声をあげること。

(4) 改正労働契約法が4月施行されたが、非正規雇用の5年未満契約の「ルール」は法の趣旨に合っていない。5年未満で切り捨てることなく正社員・正職員化のルールをつくるよう求めること。

(5) TPP

政府がTPP参加を暴走し、その過程の日米事前協議等を通じて、「守るべきものを守る」ことが不可能であることが明白となった。TPP参加即時撤回を求めること。

【税制・財政】

(1) 税の滞納差し押さえ処分（児童手当差し押さえ）裁判の控訴取り下げを

鳥取地方裁判所は県東部県税事務所が税の滞納を理由に児童手当を差し押さえたことについて、違法であると児童手当13万円の返還を求める判決をだしたが、県は全国に影響を与えると控訴した。判決はこれまでの最高裁判決をふまえても、鳥取県のやりかたが預金が児童手当であることは十分わかったうえで差し押さえたと指摘しており、違法であり職権濫用であると断罪している。真摯に受け止め控訴を取り下げること。

(2) 元気臨時交付金での公共事業振替により、従来充てるはずだった75億円の予算を県民要求の実現に使うこと。

(3) 震災復興予算が震災とは全く関連のない他分野への流用があり、県民からも批判が出ている。さらなる他分野への流用は中止するよう求めること。

(4) 境港国際貨客ターミナルの整備計画を中止すること。

【くらし、福祉、医療】

(1) 消費税増税の中止を

アベノミクスによるみせかけの景気浮揚策で消費税の流れに持っていくことは邪道である。このバブルの破たんに加え増税となれば、経済の底が抜けてしまう。消費税増税の中止を求めること。

(2) 生活保護制度の見直しの中止を

8月から生活保護の削減が見込まれているが中止を求め、県独自の見舞金制度の充実を図ること。

(3) 年金支給額が今年10月から1%削減につづき、来年4月から1%、再来年4月からは0、5%カットされることになっているがこれでは高齢者の暮らしが成り立たない。鳥取県は年金生活者が多く、削減の中止を求めること。

(4) てんかん患者の支援強化を

てんかん患者が車の運転で事故を起こした事件を契機に、病気や障害がある人に新たな刑罰を科す内容を含んだ「道路交通法改正」案参議院で審議入り予定である。しかし、厳罰化では問題は解決せず、むしろ障害への差別意識を拡大します。またてんかんを含む精神障害者の交通費支援は、身体障害者のようなJRやタクシー助成がなくバスの半額補助のみであり、特に公共交通機関が不足している地方では、障害を隠して運転することとなり、かえって重大事故につながる可能性がある。「厳罰化」は慎重に対応するよう求めること。てんかんの啓発事業や自助グループ活動・雇用支援を意識的に強化すること。てんかんを含む精神障害者の交通費支援制度を充実すること。市町村の医療費助成制度は受領委任払いとなるよう働きかけること。

(5) 障がい者の在宅移行援助制度を

障がい者が在宅に移行する場合は、自宅の改修や介護用品のリース支援が受けられるが、病院からの一時帰宅の場合は制度がない。県がエアマットレスのリース事業をはじめたが、対象物品や改修にも拡大すること。利用一時帰宅の際の支援制度は、切実な要求であると同時に、在宅生活での訓練にとっても必要であり、改修及びリース制度をつくること。

(6) 総合支援法（新法）に伴う、難病者支援は、すべての難病を対象とすること。受け入れる事業所をふやすこと。

(7) 6月実施の障がい支援区分モデル事業・検討は当事者の意見を反映させること。

(8) 県営住宅の入居基準の改善を

公営住宅施行令の一部改正により、平成21年度から入居家賃基準が改正された。平成21年度以前に入居されている方は、引き下げられた基準を上回る場合、平成25年度まで新基準適用を据え置きし、26年度から措置を講じることになっている。

優先入居の対象である障がい者世帯では知的障がい中度・重度と判定された障がい者のいる世帯は収入要件が214000円となっているが、障がい者手帳の更新の際の認定で、知的障がい程度が中度から軽度になったため、世帯の収入要件が158000円までとなり、これまでの世帯収入では超えるため、26年度には退去しなければならない世帯が出てきた。知的程度が引きあがったとはいえ、軽度になったからといっても経済的自立は困難であり入居対象からはずすのは実態を無視したものである。入居が続けられるよう関係部局が連携し対応すること。

(9) 支え愛基金は、1年間しか支給されず事業にとりかかったのちの見通しが立ちにくく、系統的な取り組みができない。育てるという観点に立ち段階的な自立スキームを検討すること。

【子育て・教育】

(1) 保育士養成奨学金

県は県立保育専門学院の廃止方針に伴って、藤田学院の経営する鳥取短大の保育士養成課程には県独自の保育士奨学生制度をつくった。しかし、国も保育士養成の奨学金制度を作るよう通知

しているにもかかわらず、国の求める制度を作らず、国であれば適用になる鳥取大学の保育養成課程の学生は対象外としているなど矛盾が出ている。保育士養成と若者の定住の観点から早急に制度の拡充を実施すること。また国の制度の恒久化を求めること。

(2) 高校生の就学保障を

① 自公政権が高校授業料無償化に所得制限を設けようとしているが、国際的にも低い教育費の水準を引き下げるべきではなく、すべての高校生に無償化が行き渡るよう求めること。

② 鳥取県独自の高校入学試験料免除、入学金などの無償化を検討すること。

(3) 教育委員会制度

政府の教育再生実行会議は、首長に教育長の任命権を付与して、教育長に権限を集中し、教育委員会をその下に置く方向性を示し、「政治の教育への介入」をあからさまにしています。現在の教育のゆがみの大本には管理・統制・競争といった政治的思惑が教育に注入されていることが原因です。教育の「独立性」「自由」の保障こそ、子どもたちの人権や成長を大切にする教育の実現の道であり、今回の「再生会議」の間違いを指摘すること。

(4) 「子ども子育て会議」(新制度)に父母・保育関係者を入れること。

【原発・環境】

(1) 原発ゼロに

「新安全基準」は「規制基準」と変更され、名実ともに安全性が担保できるものでないことが明らかになった。規制基準は原発再稼働の理由にはならないが、政府は原発再稼働を決めた。さらにアラブ首長国連邦では原子力協定の締結で合意、トルコでも原子力協定に調印した。原発の海外輸出は財界、大企業の強い要請を受けてなりふりかまわず世界中にふりまくためのものだが、福島原発事故の収束もできておらず原発敷地内では高濃度の汚染水漏れが深刻になっている。15万人を超える避難生活者や原発廃炉を願う国民に対する挑戦である。またこのような政府の姿勢は企業の再生可能エネルギーへの転換の意欲やスピードを弱めるものである。経済産業相の諮問機関である総合資源エネルギー調査会の電力需要検証委員会は国内の今夏の電力需給について、唯一稼働している大飯原発3、4号機を止めても安定供給できると試算している。再稼働や原発輸出など、原発をゼロに逆行する方針を撤回するよう政府に申し入れること。

(2) ゴミ問題

① 東部広域可燃物処理場について

住民合意もなく、処理方式も決まらず、隣接する工業団地の計画も明らかになっていない。今、正確な環境影響評価はできない。根本的な出直しを東部広域に求めること。

② 淀江産廃処分場建設の中止を

福島原発事故で高濃度放射能汚染水の地下貯水槽に使用されている遮水シートが破れて漏水していることが判明した。シートは全国の産廃処分場で使われているものと同じものと説明されている。その後別の貯水槽に移したが同様な事故が発生している。県の担当者はこの事故は水だから起きたのであって、産廃ではこのような事故は起こらないと地元住民に説明しているが、構造上の強度は水でも産廃でもかわらない。50年の耐久性がシュミレーションされていると述べているが、その保証はない。危険な処分場建設は中止すること。

【憲法を守り生かす】

改憲派が暴走するも、憲法を変えやすくし立憲主義を否定する「96条改定」問題や表現の自由をも否定する時代錯誤の自民党「改憲案」、歴史認識を覆す靖国派・安倍内閣の矛盾が、国民的にも世界的にも批判を浴び、9条をはじめ憲法を生かした国づくりこそが、東南アジアで広がる平和共同体のながれを、北朝鮮を含めた北東アジアに広げ、問題解決の道を開くカギとなることを浮き彫りにしている。憲法は権力を縛るものであり、憲法を守り生かすことをもとめること。

【外交・軍事】

(1) オスプレイ配備撤回

米海兵隊垂直離着陸機MV 22 オスプレイ沖縄強行配備、国民の安全と命を無視した危険な飛行訓練が常態化していることは許しがたい。オスプレイの配備撤回と低空飛行訓練中止を引き続き強く求めること。島根県では自治体連絡会をつくった経験を学んで対応すること。